

特 記 仕 様 書

委 託 名 : 令和8年度町道敷等草刈・街路樹防除業務管理委託

令和8年4月

太 子 町
まちづくり推進部 地域整備課

第 1 総 則

本特記仕様書は、令和 8 年度町道敷等草刈・街路樹防除業務管理委託に適用する。

第 2 運 用

受託者は、本特記仕様書に記載された事項について、疑義を生じた場合又は、本特記仕様書に定めない事項については、委託者、受託者協議のうえこれを定める。

第 3 着 手

本委託業務の着手に際し、地域住民に対して着手を P R し、業務原因によるトラブル、苦情の生じないように行うこと。

また、業務原因による苦情が生じたときは、すみやかに処理することに努めなければならない。

受託者は、業務履行する前に、別表に表す各種書類を提出しなければならない。（第 5 提出書類参照）

第 4 細 部

（1）草刈の回数と期間

草刈の回数は、別紙数量表に従うこと。

草刈の時期は下記のとおりとする。

1 回 施行部 契約日の翌日～6 月 3 0 日（監督職員と協議）

2 回 施行部 契約日の翌日～6 月 3 0 日・9 月上旬～1 0 月上旬

※但し、現場状況により職員の指示に従うこと。

唐川については、1 回目（ホタルの生息状況を見て判断する。但し、民地境界付近は 6 月中に施行する）は別途監督職員が指示する。

2 回目は 1 0 月前後

（2）除草後の発生材の処分

除草後の草は南河内環境事業組合（富田林市）へ 2 t D T 以上で搬入し、処分するものとする。

南河内環境事業組合へ搬入するにあたっては、町の証明書が必要となるため、運搬する際には、町へ立ち寄り、監督職員の指示に従うものとする。

また、南河内環境事業組合の処分費用については、搬入時に随時、受託者により支払い、実施数量にて精算を行うものとする。

（3）残土処分の管理

（イ）土の運搬処分については、環境保全上支障のない場所を選び、関係法令を遵守し、請負者の責任で行わなければならない。

（ロ）請負者は残土の処分後に、生活環境の保全、公衆衛生又はその他の問題が生じた場合は、自らの責任において速やかに解決しなければならない。

（4）業務施工について

（イ）写真は、何を目的に撮っているかを明確にすること。

（ロ）業務中に検査や指示を受けた事、又は委託変更を協議した事等を、

すべて打ち合わせ簿に整理しておき監督職員の確認を受けること。

- (ハ) 業務中は事故が起こらないように努めること。又、作業中は看板等を設置し、通行車及び歩行者に周知すると共に十分な保安対策を行うこと。※看板例…除草作業中につき、ご協力おねがいします。等
- (ニ) 道路部の機械除草、及び側溝清掃については、交通誘導員を配置の上、作業を行うこと。
- (ホ) 作業は、平日午前9時から午後5時までとし、休日は作業を行わないこと。
- (ヘ) 唐川の除草方法（除草対象外植物の指示）の打ち合わせの為、着手前に監督職員と立会すること。
- (ト) 作業終了後、監督職員の出来形確認（延長、刈り幅等）を受けること。
- (チ) 聖和台調整池については、歩道部とフェンスの間についても除草すること。
尚、歩道部にて作業を行う場合は、交通誘導員を配置すること。
- (リ) 機械除草については、刈り取り後の草高さを1cm以内とすること。
- (ヌ) 街路樹防除に使う農薬は協議して決定する。

第 5 提 出 書 類

受託者は、指定期日までに関係の書類を提出しなければならない

(1) 委託関係提出書類一覧

	書 類 名	作 成 者	宛て名	部数	提 出 期 日
着 手	着 手 届	受 託 者	契約者の甲	1	着手の日
	工 程 表	〃	〃	1	契約後 1 4 日以内
	現場代理人等通知書	〃	〃	1	契約後遅滞なく
	現場代理人等経歴書	本 人	〃	1	〃
	実施工程表	現場代理人	監督職員	1	業務着手前
	施工計画書	〃	〃	1	契約後 1 5 日以内
委 託 期 間 中	業 務 月 報	現場代理人	監督職員	1	上半期 20日、下半期 翌5日まで
	段階確認願	〃	〃	1	事前に
	委託写真帳	〃	〃	1	監督職員の指示するとき
	打 合 簿	監督職員・現場代理人相互間		1	打合わせの都度
	出来型管理関係図書	現場代理人	監督職員	1	その都度
完 了	完成通知書	受 託 者	契約者の甲	1	業務完了の日
	引 渡 書	〃	〃	1	引渡しするとき
	請 求 書	〃	〃	1	請求しようとする日

※この他にも監督職員により必要と指示されたものはその都度提出すること。